（建築基準法施行令の一部改正）

第六条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項の表㈠の項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第二十三条の見出し中「けあげ」を「蹴上げ」に改め、同条第一項中「けあげ及び」を「蹴上げ及び」に改め、同項ただし書中「けあげ」を「蹴上げ」に改め、同項の表中「けあげ」を「蹴上げ」に改め、同表㈠の項中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加え、同表㈢の項中「こえる」を「超える」に改める。

第百十九条の表中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

（職業安定法施行令の一部改正）

第七条　職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次のとおり」を「小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）のみを卒業した者（中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、大学若しくは高等専門学校又は特別支援学校の中学部若しくは高等部の学生又は生徒を除く。）」に改め、同条各号を削る。

（公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令の一部改正）

第八条　公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令（昭和二十八年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、同条第三項中「小学校若しくは中学校（」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程及び」に、「置かない小学校又は中学校（」を「置く小学校又は中学校（」を「置く小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び」に改め、同項第二号及び第三号中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

別表第一から別表第三までの規定中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

（学校給食法施行令の一部改正）

第九条　学校給食法施行令（昭和二十九年政令第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第四十九条」の下に「、第四十九条の八」を加える。

第七条中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令の一部改正）

第十条　酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令（昭和二十九年政令第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「規定する」の下に「義務教育学校、」を加える。

（理科教育振興法施行令の一部改正）

第十一条　理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程」を加える。

別表第二中「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　次に掲げる政令の規定中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

一　就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令（昭和三十一年政令第八十七号）第三条第二項

二　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第三十七条第一項、別表第三及び別表第四

（駐車場法施行令の一部改正）

第十三条　駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「小学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（学校保健安全法施行令の一部改正）

第十四条　学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第十条第一項ただし書、第二項及び第三項並びに別表備考中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（道路交通法施行令等の一部改正）

第十五条　次に掲げる政令の規定中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

一　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二十六条の三第一項

二　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一㈦項

三　職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第五条第一項第二号イ

四　活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）第一条第二項第七号、第五条第一号及び第七条第二項

五　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第六条第二項第二号

六　中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）第五条第一項の表初等中等教育分科会の項第一号

七　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第一条第一号ヌ⑷及び第七条第二号

八　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第一条第十号ニ

九　津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）第十九条第二号（割賦販売法施行令及び特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　次に掲げる政令の規定中「学力試験（」の下に「義務教育学校にあつては、後期課程に係るものに限る。」を加える。

一　割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）別表第一の二第四号

二　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）別表第四の三の項（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令等の一部改正）

第十七条　次に掲げる政令の規定中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

一　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百一号）第二条第三号及び第五号

二　小笠原諸島振興開発特別措置法施行令（昭和四十五年政令第十三号）別表第一教育施設の項

三　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第二条第一号チ（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正）

第十八条　母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「小学校（」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十九条　交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「小学校（」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を加える。